平成２３年（フ）第８５号
鹿児島県出水市五万石町362番地
債務者　井上　美香
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第８６号
鹿児島県出水市中央町369番地
債務者　御供田加代子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１４５号
北海道苫小牧市しらかば町３丁目25番24号
債務者　菅原　峰生
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時35分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１４６号
北海道苫小牧市しらかば町３丁目25番24号
債務者　菅原　順子（旧姓繁田）
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時35分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第７１９号
仙台市若林区上飯田２丁目１番30―203号
債務者　渡邊　知子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７２７号
仙台市太白区郡山８丁目22番１―301号
債務者　菅原　潤子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８１号
滋賀県東近江市東沖野３丁目10番６号、前住所滋賀県東近江市中小路町12番地
債務者　山本かおり
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第９７号
滋賀県彦根市日夏町3749番地11―101号
債務者　大上　秀行
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第７９２号
京都市右京区嵯峨観空寺明水町１番地12
債務者　関口　久子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８６６号
京都市右京区太秦多藪町14番地の222　ネオ・コーポ太秦416号岩崎方
債務者　沢田　則之
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９０２号
京都市右京区嵯峨釈迦堂大門町３番地８　グリーンハウス102
債務者　中村　弘幸
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９１７号
京都市伏見区羽束師鴨川町238番地の10
債務者　池口奈緒子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９３２号
京都市南区久世上久世町139番地２　日光ハイツ南桂管理人室
債務者　冨金原一宏
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９３３号
京都市南区久世上久世町139番地２　日光ハイツ南桂管理人室
債務者　冨金原渥子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９４０号
京都府長岡京市勝竜寺二ノ坪15番地３―Ｂ　天王山フラワーハイツ３―Ｂ
債務者　菜庵こと　荒木　義則
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９９５号
京都市北区大宮田尻町79番地　シャトードゥヴェール101
債務者　長尾　　勉
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９９６号
京都市北区大宮田尻町79番地　シャトードゥヴェール101
債務者　長尾　ルミ
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係